

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧用圧縮空気系空気貯槽(A)制御用空気取出し弁(2弁)の軸封部において、空気の微小漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)出口圧力計(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ側)検出配管において、配管継手部に軽油の微量の滲みが認められたため、当該継手部を点検・修理。	GIII	
3	1号機	不活性ガス系パージ用液体窒素蒸発器昇降用梯子において、手摺り及び背かご部に腐食による破損が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GIII	
4	その他	個人線量計(警報付ポケット線量計1台)において、故障により被ばく線量値を高く指示することが認められたため、当該原因を調査。 なお、当該線量計を至近の点検校正以降に使用した者の被ばく線量値について再評価。	GIII	